

(別添)

機器、装置又は設備	基準	補助率																											
高効率照明器具	<p>省エネ法施行令第21条第3号に掲げる照明器具のうち、電球形蛍光ランプ以外のもので、エネルギー消費効率が次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。</p> <table border="1" data-bbox="248 360 1158 969"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">基準エネルギー</th> </tr> <tr> <th>使用用途</th> <th>蛍光ランプの形状</th> <th>蛍光ランプの大きさ</th> <th>消費効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">施設用</td> <td rowspan="2">直管形のもの又はコンパクト形のものうち2本管形のもの</td> <td>蛍光ランプの大きさの区分が86以上の蛍光ランプを使用するもの</td> <td>100.8</td> </tr> <tr> <td>蛍光ランプの大きさの区分が86未満の蛍光ランプを使用するもの</td> <td>100.5</td> </tr> <tr> <td>コンパクト形のものうち2本管形以外のもの</td> <td></td> <td>61.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家庭用</td> <td rowspan="2">環形のもの又は直管形のもの</td> <td>使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70以上のもの（蛍光ランプの大きさの区分が20の直管形蛍光ランプを使用するものを除く。）</td> <td>91.6</td> </tr> <tr> <td>使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70未満のもの又は蛍光ランプの大きさ区分の総和が70以上のものであって蛍光ランプの大きさが20の直管形蛍光ランプを使用するもの</td> <td>78.1</td> </tr> <tr> <td>卓上スタンド用</td> <td>直管形のもの又はコンパクト形のもの</td> <td></td> <td>70.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 「蛍光ランプの大きさの区分」とは、直管形蛍光ランプのうち、高周波点灯専用形蛍光ランプにあつては日本工業規格C7617-2(片口金蛍光ランプ-第2部:性能仕様)の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、それ以外のものにあつては日本工業規格C7617-2の2.3.1に規定する大きさの区分をいい、コンパクト形蛍光ランプ又は環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあつては日本工業規格C7618-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、環形高周波点灯専用形蛍光ランプ以外の環形蛍光ランプにあつては日本工業規格C7618-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。また、これらの規格に規定のない蛍光ランプにあつては定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光ランプのうち高出力点灯するものにあつては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。</p>	区分		基準エネルギー		使用用途	蛍光ランプの形状	蛍光ランプの大きさ	消費効率	施設用	直管形のもの又はコンパクト形のものうち2本管形のもの	蛍光ランプの大きさの区分が86以上の蛍光ランプを使用するもの	100.8	蛍光ランプの大きさの区分が86未満の蛍光ランプを使用するもの	100.5	コンパクト形のものうち2本管形以外のもの		61.6	家庭用	環形のもの又は直管形のもの	使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70以上のもの（蛍光ランプの大きさの区分が20の直管形蛍光ランプを使用するものを除く。）	91.6	使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70未満のもの又は蛍光ランプの大きさ区分の総和が70以上のものであって蛍光ランプの大きさが20の直管形蛍光ランプを使用するもの	78.1	卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のもの		70.8	4パーセント
区分		基準エネルギー																											
使用用途	蛍光ランプの形状	蛍光ランプの大きさ	消費効率																										
施設用	直管形のもの又はコンパクト形のものうち2本管形のもの	蛍光ランプの大きさの区分が86以上の蛍光ランプを使用するもの	100.8																										
		蛍光ランプの大きさの区分が86未満の蛍光ランプを使用するもの	100.5																										
	コンパクト形のものうち2本管形以外のもの		61.6																										
家庭用	環形のもの又は直管形のもの	使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70以上のもの（蛍光ランプの大きさの区分が20の直管形蛍光ランプを使用するものを除く。）	91.6																										
		使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70未満のもの又は蛍光ランプの大きさ区分の総和が70以上のものであって蛍光ランプの大きさが20の直管形蛍光ランプを使用するもの	78.1																										
卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のもの		70.8																										

発光ダイオード照明装置

発光ダイオードを光源とする照明装置のうち、次のイからハまでのいずれかに該当するものに限る。

- イ 投光器及び防犯灯を除くLED照明器具のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - ①固有エネルギー消費効率がLED照明器具の固有エネルギー消費効率で別表1に掲げる基準を満たすこと
 - ②演色性は平均演色評価数Ra80以上であること
ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること
 - ③LEDモジュール寿命が40,000時間以上であること
- ロ 投光器及び防犯灯であるLED照明器具のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - ①固有エネルギー消費効率がLED照明器具の固有エネルギー消費効率で別表2に掲げる基準を満たすこと
ただし、平均演色評価数Raが70以上であること
 - ②LEDモジュール寿命が40,000時間以上であること
- ハ 電球形LEDランプのうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - ①ランプの種類及び形状がA形であって、口金の種類がE26又はE17の場合は、別表3に示された光源色の区分ごとのランプ効率の基準を満たすこと
 - ②上記①以外の場合は、ランプ効率が別表4に示された光原色の区分ごとのランプ効率の基準を満たすこと
ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が50lm/W以上であること
 - ③演色性は平均演色評価数Raが70以上であること
 - ④定格寿命が40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること

4パーセント

別表1 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準(投光器及び防犯灯を除く)

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	120lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	85lm/W以上
電球色	

(別表1の補足)

1 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を95lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を80lm/W以上とする。

2 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を130lm/Wとする。

別表2 投光器及び防犯灯に係る固有エネルギー消費効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率	
	投光器	防犯灯
昼光色	105lm/W以上	80lm/W以上
昼白色		
白色		
温白色	90lm/W以上	対象外
電球色		

(別表2の補足)

1 「光源色」は、日本工業規格JIS Z 9112(蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする。

2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「電球形LEDランプ」に含まれないものとする。

3 調光・調色対応ランプについては、別表2の光源色別の区分のランプ効率の基準から5lm/Wを差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

別表3 A形(E26又はE17口金)の電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	110.0lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	98.6lm/W以上
電球色	

(別表3の補足)

1 次のいずれかに該当する場合は、別表4に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと

- ・電源電圧50V以下のもの
- ・平均演色評価数Raが90以上のもの
- ・調光器対応機能付きのもの

別表4 電球形LEDランプに係るランプ効率の基準(A形(E26又はE17口金)以外のもの)

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	80lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	70lm/W以上
電球色	

(別表4の補足)

1 調光・調色対応の電球形LEDランプについては、別表4の光源色別の区分のランプ効率の基準から5lm/Wを差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

(備考)

- 1 「光源色」は、日本工業規格JIS Z 9112(蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする。
- 2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED照明器具」及び「電球形LEDランプ」に含まれないものとする。
- 3 本項の「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。
- 4 本項のLED照明器具の「LED照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする(定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。)。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。
- 5 「平均演色評価数Ra」の測定方法は、日本工業規格JIS C 7801(一般照明用光源の測光方法)及び日本工業規格JIS C 8152-2(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第2部:LEDモジュール及びLEDライトエンジン)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
- 6 本項のLED照明器具の「ダウンライト」とは、日本工業規格JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。
- 7 本項のLED照明器具の「高天井器具」とは、日本工業規格JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束11,000lm以上のものをいう。
- 8 本項のLED照明器具の「投光器」とは、日本工業規格JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される投光器をいう。
- 9 本項のLED照明器具の「防犯灯」とは、道路等に設置し、犯罪の防止と安全通行の確保等を図る観点から必要な照度を確保することを目的とした照明灯をいう。
- 11 LED照明器具の全光束測定方法については、日本工業規格JIS C 8105-5:2011(照明器具-第5部:配光測定方法)に準ずるものとする。
- 12 本項の「電球形LEDランプ」とは、一般照明として使用する白色LED使用の電球形のランプとする。なお、「電球形LEDランプ」とは、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプとする。
- 13 本項の電球形LEDランプの「ランプの種類及び形状がA形」とは、日本工業規格JIS C 8158(一般照明用電球形LEDランプ(電源電圧50V超))に規定する種類及び形状を表す記号が「A形(LDA)」であるものをいう。また、「口金の種類がE26又はE17」とは、同JISの口金の種類を表す記号が「E26」又は「E17」であるものをいう。
- 14 本項の電球形LEDランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、日本工業規格JIS C 8152-3(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第3部:光束維持率の測定方法)に準ずるものとする。